

弊社での指定整備違反に関するお詫びと今後の対応について

さる令和3年9月2日、長崎トヨペット株式会社琴海店におきまして、お客様からの車検のご依頼に対し、自賠責保険の期間不足にも関わらず保安基準適合証を交付してしまいました。

本件によりお客様、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなりましたことを、心より深くお詫び申し上げます。また、国の認可を受けた指定整備事業者としても、国の検査を代行する責任ある立場にも関わらず、このような道路運送車両法に抵触する事態を引き起こしてしまいましたことを、重ねて深くお詫び申し上げます。

既に対象車両につきましては、運輸支局の指示を仰ぎつつ、車検を実施しております。

なお、本事案は事務手続き上の不備であり、点検・整備・検査の3つの工程には問題のないことを確認しております。また、本事案以外のお車では、正しく実施されていたことも確認しております。もし、ご心配やご不明な点等がございましたら、お手数ですが担当者までご連絡をいただけますと幸いです。

本案件の問題は、確認不足、知識不足が原因と考えております。今後は、運輸支局指導のもと社内勉強会の実施、店舗総点検等の実施、Wチェック体制の構築に取り組んでまいります。

記

1. 発生日 令和3年9月2日

2. 違反内容と対象台数

内容	対象台数
保安基準適合証の交付日から車検証の有効期間満了日の一部期間において自賠責保険が未加入の車両に保安基準適合証を交付	1台

3. 経緯

お客様から弊社琴海店に車検のご依頼。自賠責保険はお客様が加入し、琴海店にご持参されたが、保険期間の不足が発覚。お客様にその旨お伝えしたところ、「車検満了期間が短くなっても構わないので、自賠責保険はそのままお願いしたい」とのお返事があり、琴海店はそれを了承し、車検を実施し、保安基準適合証を交付した。

しかし、車検を実施した時点で車検満了期間短縮可能期限日（車検満了日の1ヶ月前）を切っており、車検満了期間の短縮ができず、自賠責保険の未加入期間が発生してしまった。

(次頁へ続く)

4. 再発防止に向けた取り組み

- ①本事案に基づき、店舗の事業場管理責任者、自動車検査員有資格者全員に対し、個別勉強会を開催する
- ②自賠償保険について、自社加入、お客様ご持参に関わらず、全数、事業場管理責任者と自動車検査員でWチェックを実施する
- ③車検満了期間短縮の依頼があった場合には、必ず車検満了日より1ヶ月以上の猶予期間を有することを確認する。（離島は2ヶ月）専用のクリアファイルを準備し、申請漏れを防止する
- ④車検申請は全て「自動車保有関係手続のワンストップサービス（電子申請）」を活用することにより、不備を防止する

【本件に関するお問い合わせ先】

長崎トヨペット 本社サービス部

担当：増田、松永

TEL 095-822-7333（10：00～18：00 開設）

以上